

令和5年度森林・林業体験業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本要項は、「令和5年度森林・林業体験業務」の委託候補者を、公募型プロポーザルにより選定するに当たり、必要となる事項を定めるものである。

2 公募の概要

(1) 業務名称

森林・林業体験業務委託

(2) 業務目的

次の目的を達成するため、体験活動を企画提案し、実施する。

「遊びを通して木に触れる機会や森林に親しむ機会を創出する。」

(3) 対象者

市内の小学生以下の子どもとその保護者

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

(ただし、一関地方育樹祭開催に伴い令和5年9月30日(土)は除く)

(6) 体験実施回数

委託額の限度内であれば、複数日の実施も可

(7) 委託額

事業の実施に要する費用の内、参加者の実費負担分を差し引いた額

(8) 委託額の上限

1提案当たり165千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(9) 発注者

一関市

(10) 担当課

一関市農林部林政推進課

連絡先：〒021-8501

一関市竹山町7番2号 一関市役所4階 林政推進課林業振興係

担当 主事 上野 泰聖

電話：0191-21-8195(直通)

FAX：0191-21-2164

電子メール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

3 応募に関する事項

(1) 実施要項等の配布

実施要項等は、令和5年5月23日(火)から6月14日(水)まで、一関市農林部林

政推進課において配布する。

また、一関市公式ホームページにも掲載する。

(2) 提案者の資格要件

次に掲げる法人又は団体とする。

ア 市内に事務所又は事業所を有する法人

イ 市内の各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する団体）

ウ 市内に有する特定非営利活動法人（NPO法人）

4 提案書類

次に掲げる書類を提出すること。

(1) 申込書（様式第1号） 1部

(2) 企画提案書（任意様式） 2部

※ 森林・林業体験の事業名、体験内容、タイムスケジュール、募集人数、実施場所、移動方法（現地集合又はバス移動の別）、募集方法、実施時期及び関係機関等を記載すること。

(3) 見積書（任意様式） 2部

※ 体験に係る企画費等の一切の経費を含めることとし、項目、単価、数量、金額及び税等を記載すること。

(4) 提案者の概要が分かる資料等（任意様式） 2部

(5) 定款、規約又は会則（任意様式） 2部

(6) 役員又は会員の一覧（任意様式） 2部

5 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和5年5月23日（火）から令和5年6月14日（水）必着
（土曜・日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出先

本要項2(10)担当課宛て

(3) 提出方法

- ・ 郵送、宅配又は持参
- ・ 郵送及び宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

6 質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和5年5月23日（火）から6月9日（金）午後5時まで

イ 提出先

本要項2(10)担当課宛て

ウ 提出方法

電子メール

エ 記載事項

質問者の事業者名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容

オ 留意点

- ・ 質問書は、任意様式とする。
- ・ 電子メール以外での質問は、受け付けない。
- ・ 電子メールの件名は、「森林・林業体験業務質問」とすること。
- ・ 評価及び審査に関する質問には、回答しない。

(2) 回答

ア 回答方法

質問に対する回答は、電子メールで行う。

イ 留意点

- ・ 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・ 同趣旨の質問が複数あった場合、電子メールで回答する他、質問及び回答をホームページに掲載する場合がある。その場合、質問者の名称等については、公表しない。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

提案書類の審査により行う。ただし、提案書類に不明な点がある場合は、市から提案者へヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

ア 実施体制及びスケジュール

イ 森林・林業体験の充実度

ウ 森林・林業体験の実現性

エ 森林・林業体験による効果

オ 事業費積算の妥当性

(3) 採択団体数

2団体まで

(4) 審査結果

ア 審査結果は、提案者に対して郵送により通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

(5) 審査日程（予定）

ア 公募の周知 令和5年5月23日（火）から6月9日（金）まで

イ 質問の受付期間 令和5年5月23日（火）から6月9日（金）まで

ウ 提案書類の受付期間 令和5年5月23日（火）から6月14日（水）まで

| | |
|-----------|----------|
| エ 提案書類の審査 | 令和5年6月中旬 |
| オ 審査結果の通知 | 令和5年6月下旬 |

8 提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

ア 提出された提案書類等は、原則として返却しない。

イ 提出された提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。

ウ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、一関市情報公開条例（平成18年12月22日条例第77号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(3) 関係機関への照会

必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。